

事 務 連 絡  
令和 7 年 4 月 24 日

各文部科学大臣所轄学校法人理事長  
各 都 道 府 県 知 事 殿

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局  
私学部参事官付私学経営支援企画室

令和 6 年度に係る貸借対照表等、財産目録の作成等について

平素は高等教育行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

私立学校法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 4 月 1 日より施行されたところです。

改正法附則第 4 条により、施行日前に開始した会計年度に係る貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書の作成、備置き、閲覧、公表、理事会への提出並びに評議員会への提出及び報告については、従前の例によることとされている一方、財産目録は当該経過措置が無く、改正法による改正後の私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号。以下「私学法」という。）の適用を受けることとなります。

このたび、施行日前に開始した会計年度に係る財産目録について、実務上の負担を軽減するため、別添の取扱いによることとしましたので、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私学法第 152 条第 5 項の法人に対して周知されるようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省 高等教育局

私学部参事官付 私学経営支援企画室財務調査係

電 話：03-5253-4111（内線 2539）

メールアドレス：sigsanji@mext.go.jp

# 令和6年度に係る貸借対照表等、財産目録の作成等について（附則第4条関係）

別添

- ・ 改正法附則第4条により、令和6年度に係る貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書の作成、備置き、閲覧、公表、理事会への提出並びに評議員会への提出及び報告については、なお従前の例によることとされています。
- ・ 一方、令和6年度に係る財産目録は、上記経過措置が無く、改正私立学校法の適用を受けることとなります。
- ・ 令和6年度に係る財産目録について、実務上の負担を軽減するため、下記（☆）の取扱いとします。

	貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	財産目録		
作成期限	<b>✓ 令和7年5月末</b> （貸借対照表、収支計算書、事業報告書について：旧法第47条第1項、監査報告書について：旧法第37条第3項第4号）	<b>✓ 令和7年6月末</b> （法第107条第1項）		
監査	<b>✓ 監事の監査を受ける</b> （貸借対照表、収支計算書、事業報告書について：旧法第37条第3項第1号、第2号、第3号）	<b>✓ 監事の監査を受ける</b> （法第104条第1項、則第43条第2項） ※ 会計監査人は令和7年度の定時評議員会の時に初めて選任されるため、会計監査人による監査は不要（改正法附則第9条） ☆ 令和6年度に係る監査報告書の作成は従前の例によることから、旧法に基づく監査報告書を作成することとします。		
理事会承認	<b>✓ 法令上不要</b> ※ 私学助成の交付を受ける法人は、昭和46年5月10日付け文部省管理局長通知に基づき理事会承認を受ける	<b>✓ 必要</b> （則第43条第1項）		
定時評議員会の招集通知への添付	<b>✓ 不要</b>	<b>✓ 必要</b> （法第105条第1項、則第43条第2項）	5月中に評議員会を開催して旧法に基づく決算及び事業の実績を報告、意見聴取し、その際に財産目録も併せてその対象とした場合	5月中に決算及び事業の実績を郵送やメール等で報告し、財産目録も併せて提供した場合
			☆ 招集通知への添付省略可	☆ 招集通知への添付省略可
評議員会への報告、意見聴取	<b>✓ 必要</b> （旧法第46条） ※ ただし、5月末までに評議員に郵送やメール等の方法で報告すれば、正式な評議員会への報告、意見聴取は、6月以降に開催する定時評議員会において行うことも可能とします。 （私立学校法の改正に関する説明資料（令和7年3月25日更新）p.226）	<b>✓ 必要</b> （法第105条第3項、則第43条第2項）	☆ 定時評議員会での報告、意見聴取を省略可	<b>✓ 必要</b> （法第105条第3項、則第43条第2項）
備置き及び閲覧	<b>✓ 作成の日から5年間</b> （旧法第47条第2項）	<b>✓ 定時評議員会の日から5年間</b> （法第107条第3項）		

（注）法：私立学校法（昭和24年法律第270号）、則：私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）、改正法：私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）<sup>1</sup>

## 参考：関係条文（下線は文部科学省により加筆）

### ○私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）

附則

第4条 新私立学校法第68条（会計帳簿及びこれに関する資料並びに貸借対照表等（貸借対照表、収支計算書及び事業報告書並びにこれらの附属書類、監査報告並びに会計監査報告をいう。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）、第102条、第103条（第1項を除く。）、第104条から第106条まで、第137条（第2号中貸借対照表等に係る部分に限る。）及び第151条（第2号中貸借対照表等に係る部分に限る。）（これらの規定を新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る会計帳簿及びこれに関連する資料並びに貸借対照表等について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書の作成、備置き、閲覧、公表、理事会への提出並びに評議員会への提出及び報告については、なお従前の例による。

2 略

第9条 この法律の施行の際現に存する学校法人で大臣所轄学校法人等に該当するもの（次項において「既存大臣所轄学校法人等」という。）については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、新私立学校法第144条第1項（新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 略

### ○私立学校法（昭和24年法律第270号）【令和5年改正前】

第37条 略

2 略

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一 学校法人の業務を監査すること。

二 学校法人の財産の状況を監査すること。

三 理事の業務執行の状況を監査すること。

四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五～七 略

第46条 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

第47条 学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第3項において同じ。）を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類、第37条第3項第4号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）を、作成の日から5年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 略

○私立学校法（昭和24年法律第270号）【令和5年改正後】

第104条 計算書類等は、文部科学省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人においては、計算書類及びその附属明細書については、文部科学省令で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。
- 3 前2項の監査を受けた計算書類等は、理事会の決議による承認を受けなければならない。この場合において、当該承認は、監査報告（会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。次条第1項及び第106条において同じ。）の内容を踏まえて行うものとする。

第105条 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、文部科学省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告書並びに監査報告を提供しなければならない。

- 2 理事は、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告書を定時評議員会に提出しなければならない。
- 3 理事は、前項の規定により提出された計算書類及び事業報告書の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

第107条 学校法人は、毎会計年度終了後3月以内に（学校法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく）、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。

- 一 財産目録
- 二、三 略
- 2 略
- 3 学校法人は、財産目録等を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から5年間、その主たる事務所に備え置かななければならない。
- 4～6 略

○私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）【令和5年改正後】

第43条 法第107条第1項第1号（法第152条第6項において準用する場合を含む。）に掲げる財産目録は、理事会の決議による承認を受けなければならない。

- 2 法第104条及び第105条（これらの規定を法第152条第6項において準用する場合を含む。）並びに第30条から前条までの規定は、学校法人（法第152条第6項において準用する場合にあつては、準学校法人）が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。



参考：私立学校法の改正に関する説明資料（令和7年3月25日更新） p.226

[https://www.mext.go.jp/content/20250325-mxt\\_sigakugy-000021776\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250325-mxt_sigakugy-000021776_1.pdf)

Q3：資格・構成に関する要件を満たさない者の経過措置として、「令和7年6月頃の定時評議員会終結のときまでに選解任する」旨が示されているが、計算書類の作成期限が、会計年度終了後3か月となるのは、令和7年度からであり、令和6年度の決算書類の作成期限は、従来どおり令和7年5月末までとなっている。

この場合、令和7年4月以降最初に開催される5月末の評議員会を臨時評議員会と位置づけ、同年6月に開催する評議員会を、定時評議員会と位置づけることを寄附行為で定めてもよいか。【令和5年12月12日更新】

A3：ご指摘のとおり、令和7年度については決算の仕組みが従来どおりとなるため、御質問のような対応をされることについては問題ありません。

一方で、定時評議員会を令和7年6月に開催する場合、決算報告のためだけに、令和7年5月に旧法に基づく評議員会を開催することが、法人によっては負担となる可能性が考えられます。

このため、令和6年度の計算書類については、令和7年5月中に理事会の承認を受け、5月中に評議員に郵送やメール等の方法で報告すれば、正式な評議員会への報告、意見聴取は、6月に開催する定時評議員会において行うことも可能とします。